

「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」

■ 目的	第1条
■ 定義	第2条
■ 基本理念	第3条
■ 関係者の責務・役割	第4～6条
■ 基本方針	第7条

- 県の責務
- 食品関連事業者の責務
- 消費者の役割

基本的な施策

● リスクコミュニケーション	第8～10条
● 関係団体との協働	第11条
● 自主的な活動の支援	第12条
● 遺伝子組換え作物等に関する措置	第13条

- 情報の提供
- 情報及び意見の交換
- 施策に関する提案

推進体制等

● 体制の充実強化	第14条
● 調査及び研究	第15条
● 財政上の措置	第16条
● 委任	第17条

● 施行期日	附則 第1項
● 検討	附則 第2項
● 組織の設置	附則 第3項

※「食品等の安全・安心」とは、「食品等の安全性及び食品等に対する安心感」のことをいいます。